　サービス管理責任者の要件となる実務経験について

障がい福祉サービス事業所でサービス管理責任者として業務を行う者は、厚生労働省告示により、サービス業種ごとに定める実務経験年数を有していること及び所定の研修を受講することとされていますが、大阪府では、平成23年7月から、構造改革特別区域法に基づく「サービス管理責任者の資格要件弾力化特区」の認定を受け、資格要件に定める実務経験年数を満たす者を配置することが困難な場合には、実務経験年数を短縮することとしてまいりましたが、今般「厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置」が令和3年3月３１日で廃止されることとなりました。

　つきましては、４月1日以降にサービス管理責任者として配置する者の実務経験については厚生労働省告示に基づく実務経験年数が必要ですので、事務処理等に遺漏のないようよろしくお願いします。

　【厚生労働省告示】

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

①　次に示す第１号及び第２号の期間が通算して５年以上であること

②　第３号の期間が通算して８年以上であること

③　第１号から第３号までの期間が通算して３年以上かつ第４号の期間が通算して５年以上であること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １号 | 次のアからキに掲げる者が、**相談支援の業務**（身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間 | |
| ア | 地域生活支援事業、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者 | 第２号と通算して５年以上 |
| イ | 児童相談所、身体障がい者更生相談所、精神障がい者社会復帰施設、知的障がい者更生相談所、福祉事務所、発達障がい者支援センターの従業者 |
| ウ | 障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者 |
| エ | 障がい者職業センター、障がい者就業・ 生活支援センターの従業者 |
| オ | 特別支援学校の従業者 |
| カ | 病院若しくは診療所の従業者（社会福祉主事任用資格者、訪問介護員２級以上に相当する研修の修了者、第４号に掲げる資格を有している者並びに第１号のアからオ及びキに掲げる従業者の期間が１年以上の者に限る。） |
| キ | その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者 |
| ２号 | 次のアからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員２級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導任用資格者又は精神障がい者社会復帰指導員（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、  **直接支援の業務**（身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務）に従事した期間 | |
| ア | 障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係る従業者 | 第１号と通算して  ５年以上 |
| イ | 障がい福祉サービス事業、障がい児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者 |
| ウ | 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者 |
| エ | 特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所の従業者 |
| オ | 特別支援学校の従業者 |
| カ | その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者 |
| ３号 | 第２号アからカに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、**直接支援の業務**に従事した期間 | 通算８年以上 |
| ４号 | **第１号から第３号までの期間が通算して３年以上あり　かつ　次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間**  医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、  義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士 | 通算３年以上 |